

公益財団法人 京都府国際センター理事、監事及び評議員等に対する報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都府国際センター（以下「センター」という。）の理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 本センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員については、報酬月額を支給する。

3 本センターは、役員、評議員及びアドバイザー委員に対し理事会及び評議員会等の出席に応じ、必要の都度定額の報酬を支払うことができる。但し、常勤役員については、本報酬の支払い対象外とする。

(算定方法)

第3条 前条第2項に示す常勤役員の報酬月額は、各々役員職責等に応じ、一人当たり、年額700万円を上限として月額を算定し、理事会の議決を経た上で、評議員会で決定する。

2 前条第3項に示す役員、評議員及びアドバイザー委員に対する報酬は、一人一回当たり13,900円とする。

(通勤手当)

第4条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

(支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額控除して支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人設立の登記をした日から施行する。